

副詞「きっと」の語史—推量の用法の成立についての考察—

吉 本 裕 史

キーワード：きっと 通時的研究 副詞

1. はじめに

現代語において「きっと」は、推量の意味を表す述語形式と呼応する、陳述副詞として用いられることが一般的である^(注1)。一方で、情態副詞（擬態語）の「きっと」も存在する。両者は同じ語形だが、機能やアクセント位置^(注2)は異なる。現代語においては、同じ語であるとは言いがたい。

- (1) もう少し福祉に対する信頼を集めようとする政策を探ることで、経済もきっと好転する。
(林信吾『これでもイギリスが好きですか？』2003年)
- (2) 最初からずっと同行してきた兵隊のひとりが、きっと目元を引き締めた。
(宮部みゆき『蒲生邸事件』1996年)

(1)は、筆者が「経済が好転する」ことが確実であると推量する際に用いられている。
(2)は、兵隊が目元を力強く引き締める様子を音象徵的に表すため用いられている。

ところが、陳述副詞の「きっと」は、情態副詞の「きっと」から派生したことが、寿岳（1956）によって早くに指摘されている。また、山西（2010：130）は、『日本国語大辞典 第二版』を元に「史的にいえば、オノマトペの「き」に由来し、「ゆるみのない状態」を示したものが、19世半ばには、②（引用者注：ある事ががらについて、自分の推測が確実であると信ずる時にいう）のように「確実であると信ずる」事象について表現できるようになっていたと考えられる」と「きっと」の歴史的変化の過程を述べる。

先行論によって指摘される「きっと」の歴史的变化は、動作の様態や事物の状態を語彙的に表していた語から、述語形式の叙法的意味と呼応することで話者の確信度の高さを機能的に表す語への文法变化である。

しかし、情態副詞の「きっと」から陳述副詞の「きっと」へと、どのように機能が変化したのかは詳らかでない。先に引用した山西（2010：130）においても、「ゆ

るみのない状態」を表すものが、どのようにして「確実であると信ずる」事象について表現できるようになるのかは示されない。

そこで、本稿は、「きっと」の歴史的变化の過程と背景を考察するため、推量の用法の成立までを射程にその語史を記述する。

2. 調査方法と対象

「きっと」の歴史的变化を考察する際には、陳述副詞の「きっと」が派生された時期、つまり、陳述副詞としての確例が出現する時期が問題となる。先行論には、述語形式との呼応関係から陳述副詞の確例を見出すものがある。例えば、李（2015：27）は、(3)を「きっと」が推量の意味を表す文末表現と対応する例とし、「少なくとも一六世紀頃以降から陳述性が見られると推定する」と述べる。つまり、(3)を陳述副詞の「きっと」の例と捉えていることがわかる。

- (3) 花須連夜發莫待曉風吹トアルソ。心ハ花ハ今夜中ニ急度發クベシ。明日ノ東風ヲ待ツベカラズトノ勅定也。天モ天命ニヤ感ジテケン、一夜ニハラリト花ヲヒラクソ
（『中華若木詩抄』16c）

しかし、本稿は、(3)が情態副詞の例である可能性を排除できないと考える。言語的内省の利かない歴史資料において、推量を表す「べし」と「きっと」の呼応を見出すことは困難だろう。歴史資料の用例に呼応を見出すとしても、その時代における副詞の意味を明らかにして初めて、述語形式との呼応が説明可能になると考える。したがって、本稿では「きっと」の語史を記述するにあたり、述語形式との呼応関係は重視しない。その代わりに、統語条件や文脈を手がかりに、「きっと」の意味に注目し、その歴史的变化を探る。

本稿での調査にあたり、用例が得られた調査対象資料及び使用したテキスト、用例検索にあたり使用したデータベースは稿末に示す。また、本稿における時代区分は以下のように設定し、時代順に用例を観察していく。

「中古」…平安時代（794年－1192年）、「中世前期」…院政期から鎌倉時代（1192年－1333年）、「中世後期」…室町時代（1333年－1603年）、「近世前期」…1603年から宝暦年間（1750年－1764年）、「近世後期」…明和年間（1764年－1772年）から1868年

3. 中古

中古では、「きと」の語形でのみ用例が見られる。

- (4) 帝、「などかさあらむ。なほ率ておはしまさむ」とて、御輿を寄せたまふに、このかぐや姫、きと影になりぬ。
（『竹取物語』900年）
- (5) 「さていづら、歌は」と問はせたまへば、かうかうと啓すれば、「くちをしの事や。上人などの聞かむに、いかでか、つゆをかしき事なくてはあらむ。その聞きつらむ所にて、きとこそはよましか。…」
（『枕草子』「五月の御精進のほど」1001年）
- (6) 直衣、うへの衣も、狩衣も、袖かいまくりて、よろとさし入れ、帶いとしたかに結ひ果てて、ついるて、鳥帽子の緒きと強げに結ひ入れて、
（『枕草子』「暁に帰らむ人は」1001年）

これらの例において「きと」は、動作や変化が即座に行われることを表す。(4)は、かぐや姫が影になり、瞬時に姿を消す場面である。(5)は、鳥の声が聞こえたところで、即座に歌が詠まれなかったことを悔やむ場面である。(6)は、女の元を去る男が手早く身支度をする場面である。「きと」は「和歌を詠む」や「鳥帽子の緒を結ぶ」といった動作や、「人が影になる」という変化が達成される時点までの瞬間的な時間の短さを表す。このような「きと」の意味を仮に【時間量小】とする。

また、(6)では「鳥帽子の緒を結ぶ」という動作の限界達成時点までの時間的短さを表することで、動作の素早いさま、あるいは動作の強いさまといった動作の様態をも表す。つまり、【時間量小】は、その時間的意味に付随して、様態的意味を表すことができる。この様態的意味を、【動作の素早さ・強さ】とする。【動作の素早さ・強さ】では、動作の素早さと強さは両立し、明確に分けることはできない。

【動作の素早さ・強さ】は【時間量小】に付随する。したがって、(6)のように【動作の素早さ・強さ】で解釈できる例は、多くの場合【時間量小】でも解釈できると言える。しかし、例えば(5)では、和歌の詠み方ではなく、即座に和歌を詠み出だすことが問題とされている^(注3)。つまり、【時間量小】と【動作の素早さ・強さ】は必ずしも両立するわけではない。連続性を有しながらも異なる意味であると考えられる。

4. 中世

4.1 中世前期—「きっと」の出現

中世前期に至ると「きっと」の語形で用例が出現する。

(7) 頼政きっと見あげたれば、雲の中にあやしき物の姿あり。

(『平家物語』卷四)

(8) 中御門烏丸の新大納言成親卿の許へ、「申あはすべき事あり。きっと立より
給へ」との給ひつかはされたりければ、
(『平家物語』卷二)

(7)は、頼政が空を見上げる場面で、【動作の素早さ・強さ】の例である。(8)は、相手にすぐに来るよう指示しており、【時間量小】の例である。

一方で、中古に引き続き「きっと」の例も見られる。

(9) 其の時に鷺、巻れぬ方の足を持上で、頸肩の程まで巻たる蛇を鷺爪を以て
て、急と引て踏ふれば、背を呑たりつる蛇の頭も抜けて離れぬ。

(『今昔物語集』卷第二十九第三十三 1100年)

(10) 右京権大夫清長を御使にて、「きっときと」と召しあり。夜べは東の御方参り
たまひき、などしも急がるらむ、
(『とばずがたり』卷三 1306年)

(9)は、鷺が蛇を爪で強く引く場面であり、【動作の素早さ・強さ】の例である。(10)
は、急ぎの使いが人を呼びにくる場面であり、【時間量小】の例である。

以上のように、中世前期における「きっと」および「きっと」の例は、いずれも
【時間量小】あるいは【動作の素早さ・強さ】として解釈できる。この点において、
両語形は共通する。

4.2 中世後期—状態的意味の獲得

抄物資料において【時間量小】や【動作の素早さ・強さ】とは異なる意味の「きっと」の例が出現する。なお、中世後期以降「きっと」の語形はほとんど見られない。

(11) 狽一キットシテ威勢力アルソ身ヲ、コソカニシテソ
(『蒙求抄』16c)

(12) 児中ニアリテ大鷹ノ如クキットシタ者ソ
(『山谷抄』16c)

(13) 廉ハ廉偶也テキットシタルカドカドノアル也
(『四河入海』16c)

これらの例は、いずれも「きっとして」や「きっとした(る)」の形で用いられ、
動作の無い人間や無情物の固く力強い状態を表す。森重(1959:182)では「擬態
語は「一する」の形で状態的意味に決定的となる」とされ、さらにその状態的意味

を高度化するために「して」や「した」に活用することが指摘されている。

このような「きっと」の状態的意味を【ゆるみない状態】とする。【ゆるみない状態】は、その主体が人間か人間以外かによって、わずかに意味解釈が異なる。主体が人間以外の場合は、外見の状態のみを表すのに対し、主体が人間の場合は外見にも反映される心的状態や態度も表すことができる。

【ゆるみない状態】の例には「一する」形のみならず、(14)のように動詞を修飾する場合もある。(14)では、「きっと」は起立する主体の力強い状態を表す。

(14) a 北面唐人ハキツト立侍シテイルソ日本ノツクハウテイルヲ笑ソ

(『史記抄』15c末ごろ)

b アツソコナル山ノ頭ニ石カーツアルカキツト亭々ト立テ遠ヨリ見ユルソ

(『四河入海』16c)

動詞を修飾する【ゆるみない状態】の例は、「一する」形と同時期に見られる。用例の出現時期からは両者の先後関係は定かではないが、「一する」形が状態的意味を獲得する契機になったと考えられる。例えば、(15)は「きっとして+Vする」の形で、人に正対する主体が【ゆるみない状態】であることを表している。動詞を修飾する【ゆるみない状態】の例が先に出現したのであれば、「一する」形を介する必要はないだろう。このことから、【ゆるみない状態】は、当初は「一する」形でのみ表されたが、次第に動詞を修飾する場合でも表すことが可能になったと考えられる。

(15) 正顔色—顔色ヲ正シテキツトシテ打向フ所ハイカニウソヲ言ハウト思ヘドモ
工言ハヌソ (『論語抄』16c)

また、動詞を修飾する【ゆるみない状態】の例では、「きっと」は、主体が力強い状態であることを表すとともに、動作が力強く行われるさまを表すとも捉えられる。つまり、【ゆるみない状態】の「きっと」が動詞を修飾する場合、動作主体の状態を一次的に表すことで、その動作の力強いさまを二次的に表すとも捉えられる^(注4)。

【ゆるみない状態】と【動作の素早さ・強さ】は、動作の力強いさまを表すことができるという共通点を持つ。素早くあるいは力強く動く主体は、力強い状態である。つまり、【ゆるみない状態】は、【動作の素早さ・強さ】で動く主体の状態的意味を表すことで派生したことが推測される。しかし、一方で、前者は主体の状態

を表し、後者は動作の様態のみを表すという点において異なる。

4.3 中世末期—新たな様態的意味の獲得

中世末期の『虎明本狂言集』（以下、虎明本）には、新たな「きっと」が出現する。

(16) 私もこの中は田舎へ参て、かせいで御ざる、きっと御さん用を申あげふ

（『虎明本狂言集』「はちくれんが」1642年）

(17) 右の御さん用はかさねてきっといたさるるでござらふず、只今のかはりはも
つてまいつた

（『虎明本狂言集』「ちどり」1642年）

(16)(17)は、話者が代金や借金の支払いを約束することで、その場を逃れようとする場面である。これらの例は、【時間量小】や【動作の素早さ・強さ】では解釈が難しい。「算用」（借金等を清算すること）を瞬時に行う、もしくは、素早い動作や力強い動作で行うとは考えにくいかからである。

また、虎明本と『虎寛本狂言集』（以下、虎寛本）の比較からも、【時間量小】ではないことがうかがえる。(16)(17)に対応する虎寛本の詞章(18)(19)には新たに「近々」の語が見える。両台本は同流派であり、曲の内容や展開に大きな異同がないと考えてよいだろう。したがって、「近々」は虎明本には明示されない、「算用」を行う時点を表すと考えられる。つまり、虎明本の曲の展開は、虎寛本と同様に発話から「算用」を行うまでに時間の余裕があると解釈できる。よって、虎明本の例(16)(17)は【時間量小】と見なしがたい。

(18) されば其事で御座る。方々と才覚致いて大かたは出来おりましたが、今少し不足致いて御座る。二三日中には出来まする程に近々には急度算用致しませう。

（『虎寛本狂言』「はちくれんが」1792年）

(19) シテ＼＼ハア、是も近々には算用致します。今二三日待せられて被下さい。酒や＼＼そなたの二三日＼＼もほうど聞飽いた。(a)急度算用さしめ。シテ＼＼何がさて、(b)急度算用致しませう。夫に付、唯今参るも別成事でも御ざらぬ。今晚にはかに客が御ざるに依て、

（『虎寛本狂言』「ちどり」1792年）

以上を踏まえると、(16)(17)は【ゆるみない状態】の「きっと」が動詞を修飾する例として解釈することが適切であろう。つまり、動作主体の状態を一次的に表すことで、二次的に動作の様態を表す例と考えられる。また、動作主体が人間であるこ

とから、何らかの心的状態や態度にもとづく動作の様態を表すと考えられる。

ただし、既に述べたように、「きっと」が表すのは【動作の素早さ・強さ】とは異なる様態である。「算用」という行為では、行為者は一定の方式に従い、定められた金額を支払う。その際、行為者は、法や慣習等に従う規範的な態度をとることが一般的であろう。つまり、「きっと」は行為主体の規範的な態度を表すことをつうじて、規範的な行為のあり方を表すと考えられる。以上のように考えると、(16)(17)は「約束通りに清算する」ことを表す例と解釈することができる。

「きっと」が表す、人間の行為主体が規範的な態度で実現する行為のあり方を【規範的な行い方】とする。【規範的な行い方】は、「算用」のような、ある行為全体のあり方である。したがって、【規範的な行い方】と個別具体的な動作の様態である【動作の素早さ・強さ】は、どちらも動作主体の状態が【ゆるみない状態】であるという点は共通する一方で、あくまでも異なる。この相違は、動作の様態または動作主体の状態のどちらを一次的に表すかという点に起因する^(注5)。

また、ある行為のあり方を【規範的な行い方】と表す際に、話者はその行為について法や慣習等を基準に規範的かどうか判断する。この点において、【規範的な行い方】は、人間の行為の様態を評価的に表していると言える。

5. 近世前期

5.1 特定の場面における「きっと」

近世前期において、借金の清算の他、刑罰の執行に関する場面など特定の場面に出現する「きっと」が一定数見られる^(注6)（近世前期113例中24例、21.2%）。これらの例は【規範的な行い方】以外では解釈が難しく、法や慣習等に則った人間の行為のあり方を表すと考えられる。

- (20) 御公儀様より聞しめし、急度法度に致さずハ曲事なるべしと、芝居の者ども
よび付、一々に仰付らるゝ。　　（『当世軽口咄揃』／嘶本・上方1680年）
- (21) せん方楓弓居るも居られず。諸色かれこれ代なし宿拂。今少し残りたるは明
年急度済すべき手形。　　（『新色五巻書』／浮世草子・上方1698年）
- (20)は法度に背いた者を裁く場面、(21)は、翌年に支払うべき借金があることを述べる例である。特定の場面における用例が一定数見られることは、「きっと」が【規範的な行い方】として用いられることの顕れともいえる。

また、先述した特定の場面において、人間の行為が【規範的な行い方】であることは、事態が実現するための重要な条件と言える。例えば、上記の⑯では、裁く人が法に則り厳正に裁くことによって、公平な審判が実現する。他にも、以下の㉑㉒㉓では、誓文の立て方が【規範的な行い方】であること、つまり規範的な態度で誓文を立てることが行為者に求められている。これは、誓文を立てる人間の態度やその行為のあり方が、誓文の内容の実現可能性に影響するからである。

- ㉑ 沙汰をするならすると言や。幸ひ刃物もこゝにある。すぐに二人が死ぬるまで。サア助けてたもるか、殺しやるか。きっとした誓文で承らう

(『五十年忌歌念佛』／近松世話淨瑠璃・上方1707年)

- ㉒ これから魂入れ替へ、世帯を持つて出るまでは茶屋の見世へも上がるまい、お山と言葉も交すまいときつと誓文立てうならば、この度の金、たとへ四両が五両でも今出して取らするが、

(『心中刃は氷の朔日』／近松世話淨瑠璃・上方1709年)

以上を踏まえると、特定の場面において人間の行為が【規範的な行い方】であることによって、事態の実現する可能性が高くなるということが考えられる。また、【規範的な行い方】は、事態の実現可能性を高めるという点で、その事態の実現を望む者にとって望ましい行為のあり方だと言える。

5.2 行為への評価から事態への評価へ

近世前期における【規範的な行い方】には、それまでの「きっと」とは異なる例が見られる。㉔㉕は、「詮議」（罪状の取り調べ）や「仕様」（処罰の方法）という行為の規範的なあり方を表す例であり、評価的な行為の様態を表すと考えられる。

- ㉔ おのれは好かぬ奴ぢや。第一鼻が高うて、合点のいかぬ面。きっと詮議のしやうはあれど、傍へ触ればやかましい。

(『薩摩歌』／近松世話淨瑠璃・上方1704年)

- ㉕ 「…家持なれば庄屋・年寄にうつたへ、向後此の宿中の出女かゝへてゐる親方共の懃ために、急度仕様がある」と、歯をかんで気色をする。

(『野白内証鑑』五之巻／浮世草子・上方1710年)

また、一方で、㉔㉕の「きっと」は、事態そのものに対する話者の評価や判断を表すとも考えられる。つまり、話者は事態そのものが規範的であるかを評価して

いるとも考えられる。工藤（1997：70）は、人の行為に対する評価について「行為や動作そのもの（全体）に対する評価なのか、行為や動作の様態についての評価的な限定なのか、微妙である」とし、事態そのものに対する評価と行為の様態に対する評価が連続することを指摘する。つまり、近世前期の時点で【規範的な行い方】の「きっと」は、人間の行為に対する話者の評価を媒介に、行為の様態から事態への判断を表すことができると考えられる。以上のことから、【規範的な行い方】の「きっと」は評価副詞的な性質を有すると考えられる。

6. 近世後期

6.1 事態実現の確かさ

宝暦年間（1751年－1763年）に至ると、「きっと」が形容詞を修飾する例が出現する。統語的観点から、動詞修飾を専らとする情態副詞とは明らかに異なる。

- (26) 女郎に気もいつそり夫からお夜食上ふといへばひと所へ膳すへさせおれがき
わでもの喰はきっとゑいなとなんでもない事悦で段々つのれば

（『遊客年々考』／洒落本・上方1757年）

- (27) 其人四方の遊里に聞へいづちといへども替名をしりいつまで居てもしかりて
なしと居続の朝酒難波行の石御器のみ茶屋めぐりのぞめき酒は躰鼓もきっと
めいわくなり

（『遊客年々考』／洒落本・上方1757年）

(26)は、女郎の近くで食事することを喜ぶ客の発話である。(27)は、騒ぎながら酒を飲むことが女郎に迷惑であることを述べる例である。両例とも人間の行為に対する評価が下されている例である。「きっと」は程度副詞的に用いられ、形容詞の表す状態の程度を強調すると考えられる。

ただし、程度副詞的に形容詞の表す状態の程度を強調するのは、事態の成立・存在は確かであるという評価・判断を「きっと」が表すからだと考えられる。鳴海（2015：188）は、「眼前の事態をそのようなものとして主観的に確信を持って評価・断定することは、事態がそのようなものとして存在していることの度合いを強調するものともいえる」として、「真実」に程度副詞的用法があることを指摘する^(注7)。同様に、程度副詞的に用いられる(26)(27)の「きっと」も事態の成立・存在は確かであるという評価・判断を表すことで、程度副詞的に用いられていると考える。

「きっと」が表す、事態の成立・存在や実現は確かであるとする評価・判断を【事

態実現の確かさ】とする。「きっと」が【事態実現の確かさ】を表すことは、同時期の用例(28)(29)(30)からもうかがえる。

- (28) (a) きっととは。たしかなる事なり。たとへば。(b) きっとよひなど杯の類を
いふ也 (『魂胆総勘定』／洒落本・江戸1754年)
- (29) ▲康秀さて歌の所はあらましすんだり次に連誹茶香なり此連歌といふもの急
度出所正しきものなれど地下の連歌といふ物の近来すたりたるわけは上ざま
にては連歌も興あるものなれど (『列仙伝』／洒落本・上方1763年)
- (30) 古池や蛙飛込む水の音△あてこともない。それは芭蕉が句だ△これハめいわ
く。きっとおれが句だ (『気のくすり』／嘶本・江戸1779年)

(29)は連歌の由緒が正しいことを述べる例である。(30)は、芭蕉の句を自分の句だと話
者が主張する例である。いずれも、「出所が正しい」、「(「古池や蛙飛込む水の音」
の句は) 自分の句である」という事態の成立・存在が確かであることを述べている。

上記の例は、話者の個人的な考え方や知識を述べる場面である。したがって、話者は、
その事態が既に成立・存在しているものとして捉えていると考えられる。既に
成立・存在する事態に対して確かだと評価・判断することで、その事態の成立・存
在が間違いないと強調していると考えられる。

6.2 実現可能性の高さ

【事態実現の確かさ】の例は、未実現の事態に対しても用いられる。この場合、
事態が実現する可能性が高いことを表す。

- (31) おらも是から日夜心がけ、江戸一番の儒者になつて、賢人ともいわれやうと
おもふといへば、ソバカラ、それハ貴丈、わるいりやうけんだ。三年も立と、
急度ろうしやう病になる (『春袋』／嘶本・江戸1777年)
- (32) モシ旦那こんやはちつといゝ事かござりやす今からかしもとにいきやすが。
二両あると。きっと五両にやなりやす。
(『契情買虎之巻』／洒落本・江戸1778年)
- (33) コレどふして下さる。けふ中に算用して下され。＼なるほど、だん＼／おそ
なハリ、気のとくてこさるか、もちつと待て下され。(a) 急度した当テが三
つござる＼ソレハ、とうしたあてたの＼サレハ、一つハひろをうもしれす。
二つに誰そ、くれうもしれぬ＼コレ＼／、夫レはつかもない当テ事た＼イヤ、

もふ一つは、(b) きつとした事だ＼シテ、それハなんた＼イヤ、其内貴様が死なふも知れぬ
（『再生餅』／嘶本・江戸1773年）

(33)では、「其内貴様が死なふも知れぬ（その内にあなたが死ぬかもしれない）」とあるように、話者にとって事態の実現は定かではない。実現する可能性が高いと話者が判断しうる事態であることを「きっと」が表している。

上記の例において、「きっと」は事態の実現する可能性が高いことを表している。意味的観点から見れば、【事態実現の確かさ】は現代語の「きっと」の推量の用法にきわめて近いと考えられる。また、【事態実現の確かさ】は、形容詞述語文や名詞述語文とも共起することができるため、統語的観点からしても推量の用法に近いと言える。意味的観点及び統語的観点から、【事態実現の確かさ】は陳述副詞的段階にあると考えることができる。

6.3 【規範的な行い方】と【事態実現の確かさ】の意味的関係性

【事態実現の確かさ】の出現の背景には、【規範的な行い方】が意味的側面で関与していると考えられる。人間の行為が【規範的な行い方】であることによって、特定の事態の実現する可能性が高くなることが近世前期の用例分析から考えられた。つまり、【規範的な行い方】という行為の様態は、事態実現の可能性が高いことを推測させる。例えば(34)は、【規範的な行い方】と【事態実現の確かさ】で解釈が揺れる例である。

(34) もコレ、一疋買ふが、(a) きっと万年受合のを見たい。ハイ、是がたつぶりと万年の受合。(b) キツト受合かと、念をおして買って帰り、泉水へ入てをき、明る朝見れば死で居る。
（『御伽嘶』／嘶本・江戸1773年）

(34)は、長生きする亀を買い求める場面の例である。「きっと」は、【事態実現の確かさ】として「確実に万年生きる」とも解釈でき、一方では【規範的な行い方】として「万年生きることを保証する」とも解釈ができる。双方の意味で解釈が可能なのは、保証するという行為が【規範的な行い方】であることで、事態実現の可能性が高くなるからであろう。

【規範的な行い方】が表す人間の行為の確かさが、当該事態の実現する可能性の高さを推測させる。そして、その事態実現の可能性の高さが、新しい意味である【事態実現の確かさ】として現れたことで「きっと」の意味拡張が起こったと考え

る。

7. 意味変遷と機能の関係

前節までで、近世後期に出現する【事態実現の確かさ】は陳述副詞的段階にあること、また、【事態実現の確かさ】の出現の背景には【規範的な行い方】が意味的側面で関与していることを確認した。本節では、【事態実現の確かさ】が出現した背景を、【規範的な行い方】と【事態実現の確かさ】の機能という観点から考察する。

【規範的な行い方】と【事態実現の確かさ】は、事態に対する話者の判断を表すという点で共通する。しかし、その判断の対象とあり方は異なる。【規範的な行い方】の「きっと」を用いるとき、話者は法や慣習を基準に、ある事態そのものが規範的であるかを判断する。つまり、判断の対象は、法や慣習等の基準から規範的だと評価・判断することができる事態に限られる。一方、【事態実現の確かさ】の「きっと」を用いるとき、話者はある事態に対し、実現する可能性が高いと判断する。その判断には、法や慣習を基準にする必要がない。したがって、【規範的な行い方】に比べ意味的な条件が緩やかであり、より多様な事態を判断の対象とすることができる。

【事態実現の確かさ】において、意味的な条件が緩やかになったのは、6.3節で述べた意味拡張があったからと考えられる。また、その意味変化が起こり得たのは、事態に対する話者の判断を表すという機能的側面で共通していたからと考えられる。以上を踏まえると、【事態実現の確かさ】の出現の背景には、機能的側面における【事態実現の確かさ】と【規範的な行い方】の共通性、および機能的側面における共通性から起きた意味拡張を指摘することができる。

また、本稿で述べてきた「きっと」の語史を振り返ると、事態そのものに対する話者の判断を表すという機能が【事態実現の確かさ】の出現に大きく影響を与えていていると言える。この機能は、近世前期において、話者の評価という形で【規範的な行い方】に初めて見られた。【規範的な行い方】以前は【時間量小】、【動作の素早さ・強さ】および【ゆるみない状態】といった、時間や様態や状態の意味を表す語彙的な副詞の段階である。一方で、【事態実現の確かさ】は、事態そのものに対する話し手の判断を表し、また推量の意味をも表す文法的な陳述副詞の段階にある。

のことから、【規範的な行い方】は、情態副詞と陳述副詞の境界として位置づけられよう。「きっと」は中世末期に情態副詞から評価副詞的段階へ、近世後期に評価副詞的段階から陳述副詞的段階へと変化したことが考えられる。

8. おわりに

本稿では、「きっと」の意味に着目し、近世後期の【事態実現の確かさ】が出現するまでの用例を通時的に概観した。「きっと」は元来、「きっと」として【時間量小】及び【動作の素早さ・強さ】を表していたが、中世後期に状態的意味である【ゆるみない状態】を獲得し、そこから【規範的な行い方】を表すようになった。そして、【規範的な行い方】に伴っていた【事態実現の確かさ】が近世後期に出現することで、「きっと」は陳述副詞的段階に至った。

最後に「きっと」と文末形式の呼応について付言する。「きっと」が文末形式との間に呼応という意味的関係を結ぶのは、事態に対する判断である【事態実現の確かさ】を表すようになる近世後期以後のことと考えられる。例えば「だろう」という文末形式が表すのは、推量という事態に対する判断である。このような、事態に対する判断を表す文末形式と呼応しうるのは、事態に対する判断を表すという点で同レベルに機能し、また意味的にも事態の実現可能性を表すことのできる【事態実現の確かさ】をおいて他にないだろう。

述語形式と呼応する陳述副詞へと変化する過程は、近世後期以後も継続していくと考えられる。陳述副詞への変化を描き切るためにには、更なる調査が必要である。

注

- (注 1) 吉本（2020）では現代語「きっと」の用例を収集し、各用法に分類した。その結果、調査対象とした2584例のうち、2513例（全体の97.3%）が推量の用法であった。
- (注 2) 情態副詞の「きっと」は頭高型アクセント、陳述副詞の「きっと」は平板型アクセントである。
- (注 3) (5)を和歌の詠み方について問題とする例、つまり、「きっと」が【動作の素早さ・強さ】を表す例とするならば、「和歌を早口で詠む」という解釈が可能と考えられるが、前後の文脈からして不適当である。
- (注 4) 【ゆるみない状態】の「きっと」は主体状態の副詞（仁田2002）に通じると考えられる。主体状態の副詞は、「動きの実現・展開とともに現れて存在している主体の状態・

態度のありようを通して、事態の成立のあり方を限定し特徴づける」(仁田2002:131)
副詞とされる。

(注5) 仁田(2002)は、様態の副詞を「動き様態の副詞」と「主体状態の副詞」に大きく二分する。【動作の素早さ・強さ】と【規範的な行き方】の関係はこの分類と並行的である。

(注6) この他、物品の受け渡しを約束する場面や請人に人を預ける場面に出現する例もある。

(注7) 鳴海(2015)の他に、程度副詞的に用いられる副詞について、川端(1999)では「本当に」と「実際に」が、市村(2009)では「まことに」が指摘されている。

調査対象資料及び使用テキスト

<中古>竹取物語・枕草子…『新編日本古典文学全集』小学館、<中世>今昔物語集・とはずがたり…『新編日本古典文学全集』小学館、平家物語…『新日本古典文学大系』岩波書店、蒙求抄・史記抄・四河入海…岡見正雄・大塚光信編『抄物資料集成』清文堂出版、山谷抄…大塚光信編(1980~1992)『續抄物資料集成』清文堂出版、論語抄…坂詰力治(1984)『論語抄の国語学的研究 影印編』武蔵野書院、虎明本狂言…大塚光信編『大蔵虎明能狂言集翻刻註解<上・下>』清文堂出版、<近世>虎寛本狂言… 笹野堅校訂『大蔵虎寛本能狂言 上中下』岩波書店、近松世話淨瑠璃・野白内証鑑…『新編日本古典文学全集』小学館、新色五巻書…『日本古典文学大系』岩波書店、嘶本資料…武藤禎夫・岡雅彦編『嘶本大系』東京堂出版、洒落本資料…『洒落本大成』中央公論社

使用データベース

- ・国立国語研究所(2020)『日本語歴史コーパス』(バージョン2020.3、中納言 2.5.2) <https://chunagon.ninjal.ac.jp/> [検索条件式 キー：(語彙素読み="キット" OR 語彙素読み="キト") IN (時代名="1奈良" OR 時代名="2平安" OR 時代名="3鎌倉" OR 時代名="4室町" OR 時代名="5江戸")]
- ・国文学研究資料館「嘶本大系本文データベース」(最終確認日2020年5月14日) http://base1.nii.ac.jp/infolib/meta_pub/CsvSearch.cgi

参考文献

市村太郎(2009)「近世後期における副詞「まことに」の意味・用法」『早稲田日本語研究』18、pp.12-23

川端元子(1999)「広義程度副詞の程度修飾機能—「本当に」「実際に」を例に—」『日本語教育』101、pp.51-60

工藤浩(1982)「叙法副詞の意味と機能」『研究報告集』3、pp.45-92、国立国語研究所

工藤浩(1997)「評価成分をめぐって」川端善明、仁田義雄編『日本語文法 体系と方法』pp.55-72、ひつじ書房

- 寿岳章子（1956）「擬声語の変化」（寿岳章子(1983)『室町時代語の表現』清文堂出版に所収）
鳴海伸一（2015）『日本語における漢語の変容の研究—副詞化を中心として—』ひつじ書房
仁田義雄（2002）『副詞的表現の諸相』くろしお出版
森重敏（1959）『日本文法通論』風間書房
山西正子（2010）「「きっと」考」『目白大学人文学研究』第6号、pp.127-140
李知殷（2015）「陳述副詞の史的研究—推量を表す副詞を中心に—」立教大学、博士論文
吉本裕史（2020）「現代語の副詞「きっと」の記述的研究」『名古屋大学人文学フォーラム』3、
pp.451-466

（よしもと・ひろふみ／名古屋大学大学院博士後期課程）